

# 教職支援室便り（7月号）

令和6年 7月 12日（金）

文責：教職支援室 曾我文敏

☎0985-20-4808

## 教員採用選考試験（第一次試験）について

本年度の九州各県市の教員採用選考試験（第一次試験）は、6月16日（日）に行われ、すでに第一次試験の合格者を発表した自治体もあります。本学の学生の皆さんの中には、第一次試験が終わっている人と、これから受験する人がいます。それぞれ複雑な思いをもっていることでしょう。

昨年10月からの「教職特別講座」では、学生の皆さんは、実に誠実に、真正面から演習に取り組んできました。そのことを踏まえ、「人事を尽くして天命を待つ」という気持ちをもってください。これまでの努力は、これからの教職人生を豊かなものにしていきます。

なお、九州各県市及び本学の学生の皆さんが受験した（する）自治体の、校種等、採用予定数、応募者数、倍率について下欄に掲載します。

自治体	校種等	採用予定数	応募者数	倍率
宮崎県	小学校	148	207	1.4
	小学校英語	4	3	0.8
	中学校英語	8	44	5.5
	高等学校英語	3	19	6.3
大分県	小学校	160	220	1.4
	中学校英語	15	31	2.1
	高等学校英語	4	27	6.8
長崎県	小学校	230	280	1.2
	中学校英語	10	32	3.2
福岡県	小学校	600	733	1.2
	中学校英語	55	89	1.6
福岡市	小学校	241	584	2.4
	中学校英語	30	57	1.9
北九州市	小学校	135	333	2.5
	中学校英語	7	33	4.7
鹿児島県	小学校	265	308	1.2
	中学校英語	26	59	2.3

佐賀県	小学校	170	225	1.3
	中学校英語	20	19	1.0
熊本県	小学校	140	198	1.4
	中学校英語	12	36	3.0
熊本市	小学校	124	156	1.3
	中学校・高等学校英語	22	20	0.9
沖縄県	小学校	250	710	2.8
	中学校	150	791	5.3
愛媛県	中学校英語	20	未発表	未発表
広島県	小学校	460	820	1.8
	中学校	215	813	3.8
神奈川県	高等学校英語	80	184	2.3
浜松市	中学校	60	351	5.9

## 夏季教職特別講座が始まっています

本年度は、九州各県市等の教員採用選考試験（第一次試験）が、先月6月16日（日）に行われたことから、第二次試験への取組「夏季教職特別講座」を、6月18日（火）から始めています。本講座は、例年であれば夏休み期間中に行いますが、本年度からは1か月早い開始となりました。本講座への取組を通常の授業等と並行して行うことから、学生の皆さんも大変だと思いますが、私自身も支援する時間を確保することに苦慮しているところです。

本講座の具体的な内容としては、第二次試験対策として、個人面接、集団面接、模擬授業、集団討論、グループワーク、場面指導、小論文などの演習に取り組みます。大切にしていることは、学生の皆さんの誠実さに裏打ちされた主体性です。学生の皆さんが、演習内容を含めて週計画を立て、私はそれを支援するようにしています。毎年、この期間の講座では、特に相当の時間をかけて演習を行っています。担当者としても、知力、体力が求められますが、とても充実した時間を、学生の皆さんと共有しています。

### 面接演習のポイント

- 1 教育に対する考え方、教職への熱意などを伝えるために、日頃から適度な声量を意識する。限られた面接時間では、声量がなくては熱意等を伝えることはできない。
- 2 多岐に渡った試問が予想されることから、あらゆる試問を用意し、演習を繰り返しながら、試問内容を工夫して取り組む。
- 3 単に演習を繰り返すのではなく、試問に対するよりよい応答について、様々な角度から検討する。
- 4 試問に対しては、なぜそう考えるのか、教育指導にどのように生かしていくのかなどのイメージを豊かにしておく。実践事例を踏まえることも重要である。
- 5 圧迫面接を想定して、演習することも必要である。面接官の表情や口調に、戸惑うことがないように準備しておく。

## 模擬授業演習のポイント

- 1 学習の主体者は、児童生徒であることを意識する。 (「 」・・・教師の発言)
  - 「皆さんの考えには、驚きました。」
  - 「皆さんの疑問を解決していきましょう。」
  - 「皆さんの意見をまとめると、どのような【めあて (課題)】になりますか。」
- 2 問題意識や課題意識を喚起する。
  - 「どのようなことが問題なのでしょう。」
  - 「この問題を解決するには、どうしたらよいのでしょうか。」
  - 「どのような方法で解決しますか。」
- 3 学習の見通しをもたせる。
  - 「今日は、この【めあて (課題)】をもとに、学習を進めていきましょう。」
  - 「今日の時間の終わりには、～についてまとめましょう。」
  - 「次の時間は、～について学習します。」
- 4 思考するよう働きかける。
  - 「ここが大切なところです。じっくり考えてください。」
  - 「話し合っ、みんなの考えを練り上げてください。」
  - 「とてもよい点に気付いていますよ。」

## グループワーク演習のポイント

- 1 柔軟な発想力
  - 課題設定の背景 (経緯) を理解する。
  - 課題を多面的・多角的に分析する。
  - 自己の考えをイメージ豊かに表現する。
- 2 適切な対応力
  - 課題を多面的・多角的に分析する。
  - 課題解決に向けて、論理的に思考する。
  - 課題解決の困難性に、ポジティブに対応する。
- 3 主体的な行動力
  - 課題解決に向けて、チャレンジ精神を発揮する。
  - 課題意識・問題意識をもって取り組む。
  - 自己の考えに責任をもって行動する。
- 4 協調的な行動力
  - 他者と協力して取り組む。
  - 他者への気遣いができる。
  - 集団に馴染むことができる。
- 5 豊かな教養と人間性
  - 幅広い知識を有する。
  - 現代的な諸問題に対する課題意識がある。
  - 地域社会に貢献する自覚がある。

# 道徳の教科化に思う！（シリーズ86）

平成29年の6月号から、「道徳の教科化に思う」をテーマに、道徳授業の本質的な在り方等について連載しています。

今月号から数回にわたり、「読み物教材の活用の在り方を考える～読み物教材及び読み物教材活用への理解～」について掲載します。今回はその1として、「読み物教材が活用されてきた意義と課題」「教科用図書への理解」について述べます。

## 1 読み物教材が活用されてきた意義と課題

「道徳の教科化に思う 2018 曾我より一部引用」

昭和33年に「道徳の時間」が特設されて以来、読み物教材が多く活用されてきた。現在は、「特別の教科 道徳」として、教科書教材が活用されているが、その多くは読み物教材である。道徳授業にとって、読み物教材は不可欠なものであり、重要な役割を果たしていると言ってよい。

私は、道徳授業は、児童生徒だけではなく、教師も「一人の学習者」として人間性を高める時間、教師力を育てる大切な時間であると考えている。多くの読み物教材の中には、価値を実現していく登場人物の心情などが描かれている。授業者としての教師は、登場人物の言動の裏にある、様々な気持ちや考えに寄り添うことを通して、その苦悩や勇気、喜び等を共感的に体感し、授業に臨むことが重要である。読み物教材の分析は、そのために行うものである。このような地道な取組をひとつひとつ積み重ね、教師自身も登場人物の生き方を感じ取ることによって、児童生徒の心に届く語りかけや、つぶやきを拾い上げる技が磨かれていくとともに、人としてのよりよい生き方を学び、教師力を向上させていくと考える。そのような教師は、児童生徒に、あるときは冷静な知的判断のもとに、あるときは心情的に道徳的価値を考えさせて、道徳的実践の身構えをもたせることができるなど、道徳性を徐々に、着実に養っていく力を身に付けていく。

それだけに、特に、これから道徳の授業力を向上させたいと考えている先生方には、次のような助言をしたい。現在、即授業に役に立つ(?)とされる書籍もあり、参考にしたい先生もいると思うが、道徳授業においては、「このようにすれば、すぐに授業がうまくいくようになる。」という方法論的な考え方だけでは、真の力は身に付かないということである。読み物教材の登場人物の生き方と向き合いながら、地道に授業実践を重ねていくことの重要性を強調したい。授業力向上さらには、教師力向上を求めることは、奥が深く、広く、限りのないことであるだけに、そのような教師になりたいと願い、努力する人でありたい。

こうして述べてくると、改めて読み物教材が活用されてきた意義を認識するが、今後も読み物教材のよさを生かす、教師の教材分析力が重要な課題となる。つまり、教師の読み物教材への理解、更には読み物教材活用への理解なしには、道徳授業の充実は望めないということである。

今回のシリーズでは、主たる教材である、教科用図書への見方・考え方を整理した上で、読み物教材のもつよさ（価値）、更には読み物教材活用の課題等について、具体的な事例をあげながら言及していきたい。そして、読み物教材のよさを引き出す、教師の指導力向上の一助になればと考える。

## 2 教科用図書への理解

現在、道徳科においても、主たる教材として教科用図書が使用されているが、それを絶対視する傾向があることを踏まえ、そのよさや課題などについて触れておきたい。

### (1) 教科用図書の法的位置付け

教科用図書について、学校教育法第34条第1項だけではなく、第4項をおさえることは重要である。

#### 【学校教育法第34条】

##### 第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

##### 第4項

教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第4項を根拠に、児童生徒の実態や授業のねらい等を踏まえた、教材選定の視点に立つとき、教科用図書を軸としながらも、幅広く他の教材（副読本等）の活用を検討することが重要である。このことは、各学校の実態を踏まえた、特色ある年間指導計画等の見直しを可能とするものであり、今後の課題と考える。

なお、教科用図書の使用に関しては、「小学校・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」では、次のように述べられている。

#### 第4章第4節1(2)

道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根差した地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。

### (2) 教科用図書にある発問例等の考え方

教科用図書にある発問例等については、授業においてそのまま活用されることが少なくないという声を聞く。このことは、教科用図書を絶対視するという理由からではなく、安易に活用されていると推察する。ここで留意したいことは、教科用図書にある発問例等は、参考資料として検討されるものであり、あくまでも、教師の主體的な教材研究が優先するという点である。どの学校でも、どの学級でも実態に関係なく、同一の発問（発問構成）で授業が行われることはどうであろうか。学校や学級の実態に即した、発問（発問構成）が検討されるべきである。

### (3) 教科用図書にある内容項目の考え方

教科用図書には、35の教材が配列されているが、学習指導要領に示されている内容項目数は、小学校低学年「19」、中学年「20」、高学年「22」、中学校「22」であり、その差が示す数は、重点内容項目数にあたる。本来であれば重点内容項目は各学校の実態に即して設定されることから、教科用図書の重点内容項目（複数時間取り扱う内容項目）については、標準的な例と言える。本項1点目に述べたことに関連するが、今後は、幅広い教材（副読本等）の活用を検討するなど、各学校の特色を生かした年間指導計画の見直しが課題である。